

# 離島指定地域の点検について

---

国土交通省 国土政策局  
離島振興課  
令和元年6月

## 検討事項

- 以下の離島を対象として、現行の離島振興対策実施地域の指定基準に基づき、運用状況の点検を行う。
  - ・平成25年に指定解除を停止・猶予した離島
  - ・平成27年度国勢調査において、新たに基準値未滿となった離島
  - ・その他指定基準の運用に関わる離島

## 検討スケジュール

令和元年 6月      第17回   離島振興対策分科会

離島指定検討部会(1~2回)、現地調査 等

令和2年 6月      第18回   離島振興対策分科会

(予定)

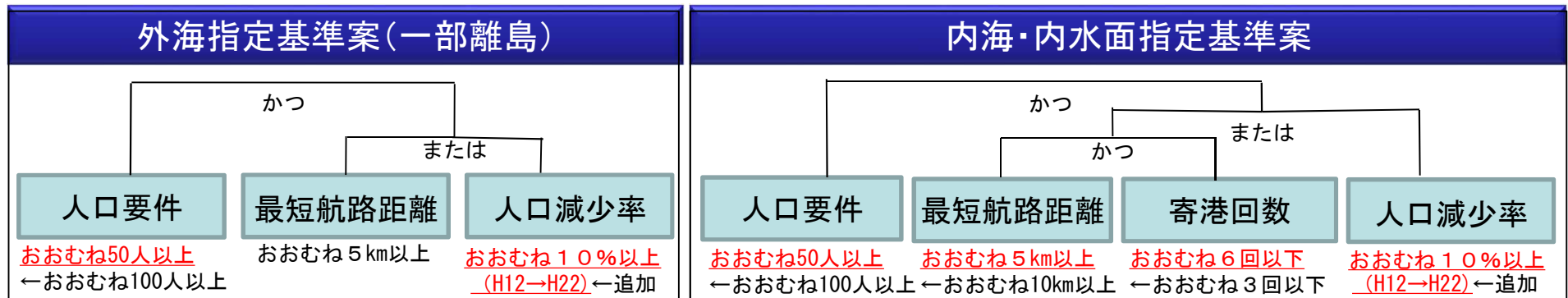
- ・宮城県大島の指定解除に関する審議
- ・その他の離島の点検結果の審議

# 離島振興対策実施地域の指定基準の見直し(H25)

## 離島振興対策実施地域

- 離島振興対策実施地域は、離島振興法第2条に基づき、国土審議会の意見を聴いて、主務大臣が指定  
(平成30年4月1日現在:78地域、255島) ※主務大臣:国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣
- 離島振興法の改正や人口の大幅な減少等の社会情勢等の変化を踏まえ、平成25年4月離島振興対策分科会において、離島振興対策実施地域の指定基準が見直された

## ○離島振興対策実施地域の指定基準の概念図 (平成25年4月11日 国土審議会 第10回離島振興対策分科会 了承)



### ○見直し後の指定基準の運用に関する留意事項

- 1 指定済み離島について、人口要件を満たさなくなった場合においても、今後の振興の方針等を確認のうえ、指定解除について停止することを検討する。
- 2 常時陸上交通が確保された離島について、指定解除を検討する。
- 3 未指定離島の新たな指定にあたっては、各基準を満たしていることを確認したうえで、寄港回数・最短航路距離等の交通条件や社会経済状況などを総合的に判断し、離島振興法第1条の目的に沿うよう行う。

## 未指定離島

- H25. 7追加指定(6島)  
沖島(滋賀県)、前島(岡山県)、似島(広島県)、小豆島・沖之島(香川県)、興居島(愛媛県)
- H27. 7追加指定(1島)  
大島(香川県)

## 基準に満たない既指定離島(H25. 6時点)

- 指定解除(2島)  
淡路島(兵庫県)、高島(島根県)
- 指定解除を停止  
南那珂郡島(宮崎県)
- 指定解除を猶予  
※国勢調査の都度、離島振興策の効果を確認し、新たな指定基準に則して指定解除の是非を判断  
小島(北海道)、児島諸島(岡山県)、青島(愛媛県)、桂島・新島(鹿児島県)

※安居島(愛媛県)は基準値以下の20人だったが、忽那諸島へ編入